

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

担当課：幼児教育課

【事業概要】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる事業です。

【現状】

国において、制度に係る設備及び運営に関する基準の制定が進められているため、その基準に応じた利用見込みの把握に努めています。

【今後の方向性】

令和8年度から実施します。なお、利用時間の上限及び利用料については、国が示す基準に基づき決定します。

また、満3歳以上の児童を対象としていないことから、一時預かり事業（一般型）等の活用を促進するなど、本事業の利用終了後の受入れ枠を確保することにより、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行の支援に努めます。

区分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延べ利用児童数 (人日)	量の 見込み ①	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	提供量 計画値 ②	0歳児	—	216	216	216	216
		1歳児	—	108	108	108	108
		2歳児	—	60	60	60	60
	差引 ② ①	0歳児	—	0	0	0	0
		1歳児	—	0	0	0	0
		2歳児	—	0	0	0	0

※延べ利用児童数：1人当たり1日10時間利用した場合の人数

子ども・子育て会議資料			
年月日	令和7年12月22日(月)		
担当課	教育管理部幼児教育課		
担当者	山影	電話	0791-64-3222

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施に係る
認可手続等について

本市では、みだしの事業を実施するに当たり、市内私立保育所・こども園（全15園）に対し事業募集したところ、下記のとおり申請のあった施設について認可をするものです。

記

1 事業概要

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間（10時間を上限）までの利用可能枠の中で利用することができる事業です。

2 事業開始

令和8年4月（予定）

3 認可施設及び利用料等

園名	地区	受入可能人数（予定）		
		0歳	1歳	2歳
たんぼぼ保育園	龍野町	5	5	5
旭こども園	龍野町	2	2	2
あそびの丘	揖西町	2	2	2
すみれこども園	揖保町	5	5	10
揖保みどり保育園	揖保町	3	6	0
まことこども園	神岡町	2	2	0
西楽保育園	神岡町	0	5	5
東栗栖保育園	新宮町	2	2	2
まあや学園	揖保川町	0	6	6
じょうせんこども園	御津町	5	5	10
岩見保育所	御津町	5	5	5
合計		31	45	47

計 123 人

【利用料】

1時間当たり300円（国が示す利用料と同額）

【利用可能時間】

1人当たり月上限10時間（国が示す時間数と同数）

※1日2時間もしくは2時間半の毎週利用による定期利用とします。